

令和4年11月1日
健康福祉部健康課

西東京市新型コロナワクチン接種実施計画の改訂(概要)について

令和4年10月13日付けで、厚生労働大臣より「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について通知があり、生後6か月以上4歳以下の乳幼児に対するワクチンの接種が、令和4年10月24日からの適用となったことから、乳幼児用ワクチンの接種体制等を「西東京市新型コロナワクチン接種実施計画」に位置づけるため、下記のとおり改訂する。

記

1 改訂の主な内容(第11版)

(1) 「乳幼児接種」スケジュール及び接種対象者数(見込み)

- ① 開始時期 令和4年11月下旬から
- ② 接種対象者数(見込み) 約7,000人

(2) 接種の実施体制

西東京市医師会や医療機関と十分な協議を行い、市民に身近な市内医療機関において個別接種を行う。

2 改訂日

令和4年11月4日